

◆ 活動の基本方針

- 本校は、部活動の活性化を目標に掲げており、合理的かつ効果的な活動の実践により、学習活動と部活動との両立を目指し、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。
- 各部活動の競技の特性や部員数の違いを考慮する。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問は年間計画・月間計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した年間・月間計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- 外部指導者については必要に応じて活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- スポーツ科学的見地に基づいた活動を行うことで、合理的かつ効果的な活動を行うように努める。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修会を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 部活動費用（部費など）を集金する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上休養日を設定するか、年間52週×2日間の休養日を試合期とオフシーズン期と分け、年間で104日間以上の休養日を設定する。その際、生徒及び保護者の理解を得ながら、適切な休養日を設定し活動する。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。ただし、大会前等にやむなく上記時間を超える場合は、保護者の理解を得るとともに、年間の総量時間枠内で活動すること。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、原則として連続する3日間の休養日を設定する。
- 参加する大会・コンクール等を顧問と生徒間で精査し、負担軽減を図る。
- 毎月21日（21日が週休日や祝日の場合にはその前の課業日）は、ふれあいデーとし、部活動の終了時刻を繰り上げ、教職員も定時退勤するか、大会前等で取得が困難な場合はふれあいデーを振り替える。